の五七、一九二四の七二、字下切一九四〇の四、一九四〇の一〇、一九四〇の一一、字戸石川東一九四二の二、一九四二の五、一九四二の九、一九四二の一〇、一九四二の一七、一九四二の一八、一九九八、二〇〇六の一、二〇〇六の一〇、字戸石川西二〇一六の一、二〇一六の六、字北井二四八三の一、二四八三の五、二四八四、字八丁二五〇〇の二四、二五〇四の二、二五〇六の四、字北原二五二三の三、二五二三の四、二五二九の六から二五二九の一七まで、二五二九の一九から二五二九の二八まで、二五三〇の五、字柞野二五三三の三から二五三三の八まで、二五三三の二七、二五三三の二八、字城原一〇〇二の二、一〇〇三の二、一一九二の二、一一九六の二、一一九七の二、一一九八の三、一二〇〇の二、字大禿二九〇三の二、字黒岩二九〇六の一、二九〇六の三、二九〇六の六、字猪ノ尻三八五四の四、三八五四の九、三八五四の一二一、三八五四の一二五、三八五四の一三二、三八六二、三八六三の一、三八六三の二、三八六四の五、字岡三八一五の一、三八一五の二、三八一六の一、三八一六の一〇、三八一六の一四、三八一六の二〇、三八一六の二四から三八一六の二六まで、三八二九の一、三八三〇

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び高松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月11日

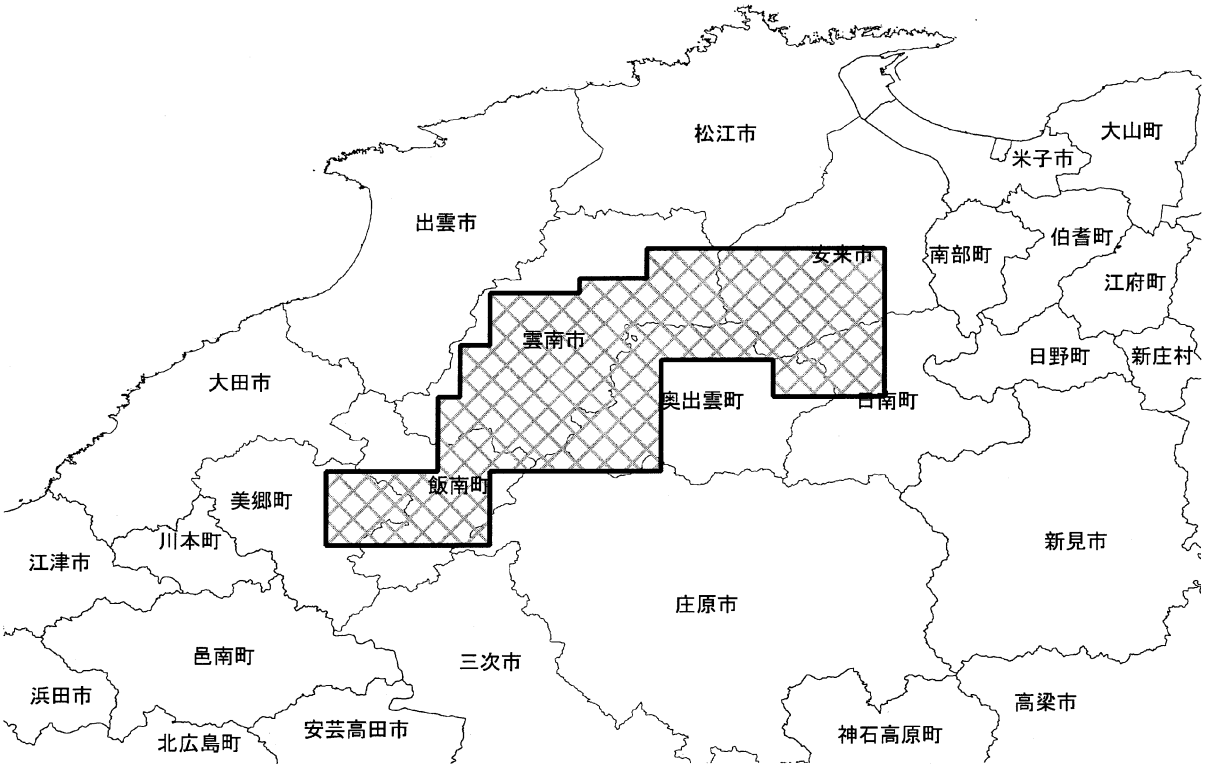
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮影	摘要
数値空中写真	40cm	平成29年	ＣＣＧ－2017－1Ｘ	雲南	デジタル	549枚
〃	20cm	〃	ＣＣＧ－2017－2	大竹	〃	149枚
〃	〃	〃	ＣＫＫ－2017－1	熊野	〃	728枚
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2017－1	宮崎	〃	1,771枚

種類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	面積
数値空中写真（正射画像）	20cm相当	平成29年	ＣＣＧ－2016－3	広島	51㎢
〃	40cm相当	〃	ＣＣＧ－2017－1Ｘ	雲南	1,000㎢
〃	20cm相当	〃	ＣＣＧ－2017－2	大竹	53㎢
〃	〃	〃	ＣＫＫ－2017－1	熊野	560㎢
〃	〃	〃	ＣＫＵ－2017－1	宮崎	850㎢

備考　空中写真の刊行日　平成29年12月12日

雲南地区



備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す